

建設業向け



pixta.jp - 41086820

AHRC事業協同組合

内容

1. 建設特定技能受入計画
 - キャリアアップシステム
 - 同一労働同一賃金
 - 月給制
 - 1号特定技能外国人の人数
2. 元方
3. 派遣法
4. 不正事例



建設分野における受入れ基準の見直し

2020年1月1日より運用

- 建設キャリアアップシステム登録
- 実習生に対し日本人と同等以上の報酬を安定的に支給
- 建設業法第3条の許可

2022年1月1日より運用

- 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと
※優良な実習実施者・監理団体については免除

<問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課労働資材対策室

労災保険

- 建設現場では元請の労災を使います。

書類送検例

- 休業60日の労働災害に関して、虚偽の内容を記した労働者死傷病報告を提出したとして、2次下請と同社取締役、関係請負人である1次下請業者の代表取締役、および元請業者の現場代理人を労働安全衛生法第100条(報告等)違反の容疑で書類送検。
- 2次下請の労働者が転倒して膝蓋骨を骨折。2次下請と1次下請が労災保険を使おうと元請に相談したところ拒否。1次下請のところで怪我したことにすれば、労災保険を使わなくて済むとして、「1次下請の加工場で作業後、帰宅時に転倒した」とする内容の報告を提出。